# 障がい者差別の解消について

~「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が平成28年4月1日に施行されました~

この法律は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重 しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

	不当な差別的取り扱い	障がいのある人への合理的配慮
国の行政機 関・地方公 共団体等	不当な差別的 取り扱いが禁止されます。	法的 障がいのある人に対し、 合理的配慮を行わなけれ ばなりません。
民間事業者 ※個人事業者、 非営利事業者 も含む。	不当な差別的 取り扱いが禁 止されます。	努力 障がいのある人に対し、 合理的配慮を行うよう努め なければなりません。

「障がいを理由とする差別」とは、前例がない等の抽象的な理由のみで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否・制限したり、条件を付けたりするような行為のことを言います。また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表明があった場合には、負担になりすぎない範囲での合理的な配慮が求められます。



### イラストは内閣府リーフレットより引用

### く参考資料>

◆障がいを理由とする差別解消の推進(内閣府)

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

- ◆合理的配慮等具体例データ集「合理的配慮サーチ」(内閣府)
  - https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html
- ◆障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン (厚生労働省)
- ~福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針~ https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/shougaishahukushi/sabetsu\_kaisho/dl/fukushi\_guideline.pdf
- ◆改正障害者雇用促進法について(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/shougaishakoyou/03.html

◆障がいのある人への対応事例集(岐阜市)

https://www.city.gifu.lg.jp/\_res/projects/default\_project/\_page\_/001/004/679/taioujireisyuu2.pdf

◆障がいの理解啓発パンフレット (岐阜市)

https://www.city.gifu.lg.jp/\_res/projects/default\_project/\_page\_/001/004/688/bookletver5.pdf

障がいを理由とする差別の解消を図るためには、まず障がいや障がいのある人を理解することが大切です。その上で、身近にできる配慮や工夫を、障がいのある人と共に考えてみましょう。

共生社会の実現は、そうした一歩から始まります。



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

### 経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。) 附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

## 概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

- 1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率 的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りな がら協力しなければならないものとする。
- 2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁 となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る 必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。
- 3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
  - (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
  - (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成してはこれを確保する責務を明確化する。
  - (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。
- ※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

# 参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、<u>過重な負担がない範囲</u>で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、 行政機関等は義務、事業者は努力義務 とされている。)



段差がある場合に、 スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真の カードやタブレット端末などを使う

注⊠⊠「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」 (平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成